



出願書類の準備 (中3 保護者の皆様へ)

9月2日に第2回進路説明会が行われました。その中で、年内入試及び年明け入試において、出願関係書類の本校への提出のタイミングや、学校作成書類の生徒・保護者への受渡しのタイミングを説明しました。9月からは年内受験のいくつかの高校の出願もスタートしています。志望する高等学校のホームページや募集要項を見て確認してください。帰国生入試などにおいては、出願資格も必ず確認してください。

以下は、現在募集要項をお渡しできる学校です。

- 1、国際基督教大学高等学校
- 2、藤枝明誠高等学校
- 3、立命館慶祥高等学校
- 4、立命館宇治中学校・高等学校 (中学・高校両方あります)
- 5、早稲田渋谷シンガポール校

第2回進路説明会で配布した【別紙9】にしたがって、現在年内入試の願書・出願書類の校内受付・書類作成を行っています。次の点に注意してください。

- 第3回進路希望調査と入試受験校に変更があった場合は、担任にすみやかに連絡をください。特に年内受験の場合は、早急に連絡してください。
- 担任への書類提出期間が過ぎているが、未だ要項・願書等が入手できていない場合は、その旨を担任に連絡の上、入手でき次第速やかに提出ください。書類の作成には2～3週間程度かかります。
- 出願書類は全て封筒に記入し、未提出のものはその旨を記入していただいておりますが入学願書と募集要項、調査書は必ず提出してください。
- 学校で作成する書類を受け取りましたら、記載事項も含めて、必ず確認してください。

私立高等学校を中心にインターネットによるWeb出願が増えています。事前に受験料を振り込まないと願書がもらえないなど、高等学校によってWeb出願の方法も違ってきます。事前に十分出願方法を確認いただき、期日までの提出をお願いします。

入試説明会の実施

- ☆ 9月14日(木) 早稲田渋谷シンガポール校 入試説明会 15:30～17:00
場所: IT-A
- ☆ 9月26日(火) 如水館バンコク(高等部) 入試説明会 15:30～17:00
場所: IT-A



県外等からの志願について（よくある質問Q & A）

Q1：本人だけが、日本国内の祖父母（又は親戚等）の家に転居して、高等学校を受験することはできますか。

A1： 全日制の高等学校を志願する場合は、保護者とともに居住することが条件となりますので、受験することはできません。

ただし、特別に許可された高等学校については、保護者の転居がなくても志願を認める学校もあります。また、身元引受人を認める都道府県や、1年以内に保護者が帰国できることを条件に認める都道府県もあります。

Q2：高等学校に入学願書等を提出する（以下、「出願」とする）前に、住民票の移動する必要があるか。

A2： 出願前に住民票を移動できません。住民票を移した時点で、各都道府県の中学校に在籍義務が発生し、卒業場所が変わります。高等学校へ提出する調査書は、最終在籍校からの調査書となりますので、在籍義務が生じた場合、その中学校からの書類等が必要になります。

海外ということで、各高等学校や教育委員会は必要書類（資格申請等）の書類が必要となります。

Q3：海外から受験する場合には、どのような手続きが必要ですか。

A3： 全日制の高等学校の場合は、出願の前に、都道府県教育委員会への申請手続きが必要となることが多いです。必ず、各都道府県教育委員会のウェブサイトを確認してください。

Q4：出願に必要な書類は、郵送で取り寄せることはできますか。

A4： 出願に必要な書類は、12月頃にある説明会等で配布される都道府県や、保護者へ郵送することができる都道府県、本校からの取り寄せとなる都道府県があります。

申請手続きの際に、書類に不備があると志願を受け付けることができませんので、保護者の方が必ず説明会に参加しなければならない都道府県もあります。ただし、やむを得ず代理人による参加を受け付ける都道府県もあります。

Q5：海外から受験する場合は不利になりますか。

A5： 入学者選抜は、すべての受験者について公正に行われます。海外からの受験者が不利に扱われることはありません。

Q6：出願書類の受け取り方法と合格発表時の書類受け取りはどのようにすればいいですか。

A6： 各都道府県によって、受け取り方法が違います。原則、中学校教員が校長の代理として受領します。しかし、海外ということで、保護者をお願いしております。ただし、都道府県毎に委任状の形式が決まっていたり、本校任意形式で受け渡しが可能であったりします。保護者受け取りの際、進学する高等学校へ委任状を作成します。

Q7：バンコク日本人学校からインターナショナルスクールへの入学時期について

A7： 2重在籍を認めていません。つまり、3月31日まで本校生徒となります。

Q8：日本人学校を卒業してから日本に住民票を移動するときについて

A8： 日本人学校の卒業式については、学年を単位として課程修了の認定が行われる以上、その認定の時期は学年末（3月）でなければなりません。したがって、日本人学校を卒業しようとする場合は3月まで日本人学校に在籍しなければならない、高校受験のための帰国は、あくまでも一時帰国となります。

なお、卒業に先立って国内に住民票を移した場合、日本人学校は退学となり、保護者には国内の中学校に就学させる義務が生じます。

Q9：年内入試と年明け入試の区別を教えてください。

A9： 高校入試には、帰国子女のために早めの受験機会が与えられている高等学校が存在します。年度内に入試のある学校は年内受験です。しかし、年明けに入試ですが、出願期間の関係で出願書類が年内に必要な高等学校がある場合、年内受験扱いとなります。1月初旬に出願締め切りとなる学校も出願書類の作成のため、年内入試扱いとなります。